

高効率化等促進事業補助金に係るQ & A

- ※ 申請される方から質問の多い事項を記載しています。
- 以下に掲載のない場合には、事務局（電話 024-573-6515）までお問い合わせください。
- ※ 事務局へのお問い合わせ（パートナーシップ構築宣言を除く）の前には、必ずこのQ & Aを確認してください。

令和8年2月5日現在

No	項目	質問	回答	更新日
1	補助対象者	中小企業の要件はいつ時点で満たす必要があるのか。	申請時点の状況で判断します。	R8.2.5
2	補助対象者	大企業、みなし大企業は申請可能か。	対象外となります。	R8.2.5
3	補助対象者	本社が県外にあるが、対象になるのか。	福島県内に事業所があり、その事業所での設備導入であれば対象となります。なお、要件としている「中小企業診断士」による経営状況確認についても、県内事業所での実施とします。	R8.2.5
4	補助対象者	補助対象業種の「製造業」は、何で判断するのか。	日本標準産業分類に掲げる大分類項目の製造業に分類される産業で判断します。なお、製造業と製造小売業の両方を行う企業の場合、どちらが主な事業であるかが判断基準となります。	R8.2.5
5	補助対象者	交付決定後、自社が他企業と合併したが、補助金の対象となるのか。	合併により大企業（みなし大企業含む）となる場合は、本補助金の対象外となるため、合併後の状況を確認いたします。 事務局までご相談をお願いします。	R8.2.5
6	補助対象経費	補助金額に消費税は含まれるか。	補助金額は、消費税を含めない金額となります。	R8.2.5
7	補助対象経費	交付決定後、設備を注文したところ、金額が見積よりも高くなってしまったが、補助金は増額となるか。	申請時より発注額や請求額が増加した場合でも、補助金の増額はできません。 なお、増加後の補助対象経費が変更前と10%以上の増減がある場合は、変更承認申請書を提出し、県の承認を受ける必要があります。	R8.2.5
8	補助対象経費	交付決定後、設備を注文したところ、金額が見積よりも安くなってしまったが、補助金は減額となるのか。	申請時より発注額や請求額が減少した場合は、補助金も減額となります。 なお、減額後の補助対象経費が変更前と10%以上の増減がある場合は、変更承認申請書を提出し、県の承認を受ける必要があります。	R8.2.5
9	補助対象経費	設備代金のインターネットバンキングでの支払は可能か。	インターネットバンキングでの支払いは問題ありませんが、送金時の相手方の口座番号が分かるページの写し、送金完了が分かるデータの写しなど、客観的に支払事実が確認できる証憑を提出していただきます。	R8.2.5
10	補助対象経費	中古品の購入は可能か。	その中古品でなければ、業務に支障が出ることが明確であり、かつ、その価格が適正な取引価格（知人からの購入など価格設定の妥当性が明確でない場合は対象外）である場合は、補助対象となる可能性がありますので、事務局までご相談ください。	R8.2.5
11	補助対象経費	競売（オークション）購入は対象か。	価格設定の妥当性が不明確であるため、対象外となります。	R8.2.5
12	補助対象経費	リース品は補助対象か。	対象外となります。	R8.2.5
13	補助対象経費	太陽光発電設備、コンプレッサ等のユーティリティ設備、ソフトウェアは補助対象か。	対象外となります。	R8.2.5
14	補助対象経費	設備の新規導入や増設は補助対象か。	新規導入や増設は増産のための設備投資と推測されるため、原則対象外となります。 ただし、新たな設備を導入し、これを既存設備と連結等することで既存設備の省資源化・高効率化が図られる場合は補助対象となります。なお、この場合でも申請時に詳細を確認した上で、その適否を判断します。	R8.2.5
15	補助対象経費	更新等に係る工事費に既存設備の撤去費用は含まれるのか。	既存設備の撤去費用は対象外となります。	R8.2.5
16	補助対象経費	修繕に要する経費のうち、補助対象となる経費を教えて欲しい。	設備の更新・導入を行うに当たり、既存設備と結合するなどの工程が必要な場合における既存設備の修繕のみ補助対象となります。 設備の更新・導入が必要条件となりますので、単なる既存設備の修繕に要する経費は対象外です。	R8.2.5
17	補助対象経費	交付決定前の設備発注は補助対象か。	交付決定前に発注した場合は補助対象外となります。 例外はありません。	R8.2.5
18	提出書類	原油・物価高騰の影響を数値的に説明できないが対象になるのか。 また、効果に必要な削減効果量の目安はあるのか。	・数値的に説明できない場合は対象外となります。 ・削減効果量の基準値は特にありません。 ※従前と比較して、より省資源化・高効率化が図られることが分かる資料を提出いただいた上で対象となるか判断します。 ※各申請者で状況が異なるため削減効果の例示はいたしませんので、記載内容の御相談は事務局までお願いします。原油・電気代以外でも影響を受けている項目があれば申請は可能です。	R8.2.5

No	項目	質問	回答	更新日
19	提出書類	証憑資料は、代表者氏名の記載は必要か。	宛名(申請者)の部分に代表者氏名の記載が必須です。記載の無い場合は、商社やメーカーに対し、記載を依頼していただくようお願いします。	R8. 2. 5
20	支払方法	支払は前払いでもよいか。	前払いでも問題はありませんが、補助事業（発注や納品、支払等）が「交付決定日から11月27日まで」に実施されている必要があります。実績報告の際、経費支出に係る証憑資料(見積書、契約書、納品書、請求書、検収書、領収書、振込依頼書等)を提出していただきます。	R8. 2. 5
21	支払方法	支払は分割払いでもよいか。	分割による支払いは問題ありませんが、初回から最終回までの全ての支払が、「交付決定日から11月27日まで」に実施される場合は、補助対象となります。	R8. 2. 5
22	支払方法	代金は小切手や手形支払でも問題ないか。	小切手や手形支払は認められません。また、売掛金と買掛金の相殺など、発注者と受注者の間での資金移動が分からぬ支払方法も認められません。	R8. 2. 5
23	経営状況確認	経営状況確認の内容はどのようなものか。	中小企業診断士が訪問し、経営の状況や課題などを聞き取り、アドバイスをさせていただきます。 なお、必要に応じ、専門の相談機関等を別途ご案内することがございますが、活用されるかどうかは採択者の任意となります。県では関与いたしません。	R8. 2. 5
24	経営状況確認	経営状況確認は無料か。	全て無料となります。 2回目以降の経営状況確認（有料となります）を希望される場合は、個別の対応をお願いします。県では関与いたしません。	R8. 2. 5
25	経営状況確認	経営状況確認を以前も受けたが、再び受ける必要があるのか。	受けることが補助金交付の要件となります。 前回との比較についても、確認させていただきます。	R8. 2. 5
26	手続き	持参（持ち込み）による申請は可能か。	県または事務局への持参（持ち込み）による申請は認められません。レターパックプラス（赤色の封筒）で事務局まで郵送をお願いします。 ※普通郵便の場合における不着や事故等の補償はいたしません。 ※紙申請が基本ですが、一部の資料については、事務局宛にメールしていただくものがございます（詳細は事務局から案内いたします）。	R8. 2. 5
27	手続き	申請前に県への相談は必要か。	県への事前相談は不要です。	R8. 2. 5
28	手続き	申請書の記載方法を教えてもらうことは可能か。	事務局に問い合わせていただければ、申請書等の記載方法などをご案内させていただきます。	R8. 2. 5
29	手続き	実績報告書の提出期限で「事業完了日から15日を経過する日」の場合において、事業完了日を算入するのか。	算入しません。 (例：事業完了日11月1日 → 提出期限11月16日)	R8. 2. 5
30	その他	他の補助金と併用可能か。	国・県が助成する他制度との併用は認められませんが、市町村が実施する補助事業との併用は可能です。事業実施の市町村又は県までお問い合わせください。	R8. 2. 5
31	その他	雇用の要件はあるのか。	雇用要件はありませんが、設備導入に伴って人員を減らす場合は、補助対象外となります。	R8. 2. 5
32	その他	更新前の機械設備は、処分する必要があるのか。	更新対象となった機械は処分をお願いします。 処分しない場合、新規導入や増設等による増産など、通常の生産活動のための設備投資と推測されるため、補助対象外となることがあります。	R8. 2. 5
33	その他	補助を受けて購入した機械設備を処分（移動、売却等）することは可能か。	補助対象となる財産の処分には制限がかかります。 県への相談なき処分（移動や売却等）や減価償却が済んでいない時点での処分は、補助金の返還が必要となる場合がございますので、事務局に事前の相談をお願いします。	R8. 2. 5
34	その他	採択率を教えて欲しい。	採択率は公表しておりません。本補助金は申請順に審査を行っており、補助金額が予算額上限に達した時点で申請を締め切りますので、早めの申請をお勧めします。	R8. 2. 5
35	その他	交付決定を受けた事業者は公表するのか。	県ホームページ等で公表する場合があります。 詳しくは、県企業立地課(024-521-8523)にお問合せください。	R8. 2. 5